

令和6年度 学童保育のしおり

学童保育所は、児童が心身ともに健やかに成長することを願い、学童保育指導員が保護者の代わりに、ともに遊んだり学んだりするところです。

《 目的 》

保護者の就労等により、放課後に保育の必要性がある小学校に就学している児童の健全育成を図ることを目的としています。

《 入所基準 》

市内の小学校に就学している児童※のうち、その家庭の保護者や同居の家族その他の者が、次に示す事情により、児童を保育することができない場合となります。

ただし、入所基準に該当する場合でも、家庭で保育できると考えられる場合や学童保育所の定員を超過する場合、集団保育の実施が困難であると思われる児童の場合には、学童保育所の利用ができないことがあります。

※市立小学校以外に在籍している方で、本市の学童保育所への入所を希望する方は、保育課までご連絡ください。

《 保育を必要とする事由 》

申請する児童と同じ住所で暮らす18歳以上65歳未満である全ての方が、次のいずれかに該当することが必要です。

事 由		具体的な内容
ア	就労	就労（パートタイム、夜間、自営業、居宅内の労働等を含む）を、月に64時間以上することを常態としていること
イ	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと（出産予定日の前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで）
ウ	保護者の疾病・障がい	疾病・負傷し、または精神的・身体的に障がいを有していること
エ	介護・看護	長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、その人の介護・看護に当たっていること
オ	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
カ	求職活動	求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む）
キ	虐待、DV等	虐待やDVの恐れがあるなど、社会的養護が必要な場合
ク	就学	専修学校やこれに準ずる教育施設に在学していること、または職業訓練を受けていること
ケ	育児休業	年少児童の育児休業に入る場合において、既に学童を利用している児童の継続利用が必要であること※
コ	特例による場合	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※継続利用が必要であることの例：里帰り出産等で児童を保育することができない場合
継続利用を希望する場合は、所属する学童保育所にご相談ください。

《 公設公営学童保育所一覧 》

学童保育所	小学校	定員	所在地	電話番号
わかくさ学童保育所	潮止小学校	70人	南川崎826-3	997-7195 (A組) 999-1601 (B組)
やわた学童保育所	八幡小学校	60人	中央4-21-25	997-6821
やなぎのみや学童保育所	柳之宮小学校	30人	柳之宮140	998-0043
だいばら学童保育所	大原小学校	60人	八潮7-42-1	998-9550 (A組) 998-2019 (B組)
はちじょう学童保育所	八條小学校	30人	鶴ヶ曾根1	998-9006

《 入所申請手続き 》

(1) 新規申請

4月入所については、令和5年11月16日(木)から11月20日(月)の5日間に申し込みが必要となります。

- （受付時間：午前9時30分～午後5時
- （受付会場：やしお生涯楽習館1階（展示コーナー）

5月以降の入所については、入所を希望する月の前月10日までに八潮市役所保育課窓口へ申し込みが必要となります。（入所日は原則として、毎月1日）

なお、10日が土・日・祝の場合は翌開庁日までの受付になります。

夏休み開始期間から学童を利用する場合は、令和6年6月10日(月)までに申請してください。

(2) 申請時の留意事項

- ①お申し込みできる学童は、民営学童も含め1ヶ所のみです。
- ②学童保育所の入所は年度単位で行っている為、次年度の継続入所を行っておりません。
次年度に引き続き入所を希望される場合、新規申請していただく必要があります。
- ③定員を超える入所申請があった場合、学童保育所入所選考基準に基づき選考し、入所者を決定します。
- ④入所を希望する月が産前・産後休暇にあたっている場合、保育を必要とする事由は、妊娠・出産事由による申し込みとなります。その場合、入所可能期間は、出産予定日の前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日までの期限付き入所となります。この期間以降も学童の入所を希望する場合は、改めて「就労要件等」で申し込みが必要です。ただし、その後の育児休業を取得する場合は、継続して入所はできません。
- ⑤学童と保育所の申請を同時に行う場合、保育所が入所保留となり、職場復帰せずに育児休暇延長とする際は、学童にも入所はできません。ただし、認可外保育所等に入所し、職場復帰する場合は学童にも入所は可能です。（入所希望者多数の場合は、学童保育所入所選考基準に基づき選考となります。）

(3) 申し込みに必要な書類

【すべての方に提出していただく書類】

- ①八潮市立学童保育所入所申請書
- ②児童家庭調査書

【保育を必要とする事由が確認できる書類】

保育を必要とする事由（1 ページ目参照）が確認できる書類については、**申請する児童と同じ住所で暮らす18歳以上65歳未満である全ての方の書類が必要**です。また、証明書類は申込日より3か月以内に発行されたものに限ります。

保育の必要性		必要な提出書類
ア	就労	就労証明書（ 変則就労の場合はシフト表※を添付すること 、また自営業の場合は、営業許可証・開業届・最新の確定申告書の写しのいずれかひとつを添付すること） ※一日あたりの勤務時間の記載があるもの
イ	妊娠・出産	母子健康手帳（生まれる子のもの）の表紙及び出産予定日が確認できるページの写し
ウ	保護者の疾病・障がい	診断書（保育を行うことが困難であると明記があるもの）または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の持ち主及び疾病・障がいの内容が確認できるページの写し
エ	介護・看護	介護（看護）を受ける方の診断書（原本）または身体障害者手帳の写し、介護（看護）の状況が確認できる書類
オ	災害復旧	申立書または罹災証明書等
カ	求職活動	求職カードの写し、雇用保険受給者資格証の写しまたは求職活動の実態が確認できる資料の写し等
キ	虐待・DV等	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
ク	就学	在学証明書または学生証の写し、時間割等
ケ	育児休業	※新規入所の児童は該当しません
コ	特例による場合	市が必要と認める書類（各事由ごと）

【その他、世帯の状況により提出していただく書類】

学童保育所入所選考基準の調整指数表（8 ページ目参照）に基づき指数が加算される場合があります。

調整指数表	必要な提出書類
調整指数1・2	保育士証の写し
調整指数8	受給者証の写し
調整指数13	就労証明書・疾病、介護対象者等であることが分かるもの
調整指数14～17	該当する方の手帳の写し又は診断書
調整指数25	前職の就労証明書（勤務実績がわかるもの）

注記）家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は必ず保育課へご相談ください。

(4) 選考結果の送付

4月入所については、2月中に発送予定です。5月入所以降については、申請締め切り後、当月20日前後に発送します。

《 公設民営学童保育所一覧 》

※入所申請手続・書類については、**各学童保育所へお問い合わせください。**

学童保育所	小学校	定員	所在地	電話番号
どんぐり学童クラブ	松之木小学校	60人	緑町4-1-1	048-996-2216
はちじょうきた学童保育所	八條北小学校	30人	八條1150	048-936-8205
おおぜ学童保育所	大瀬小学校	80人	大瀬3-9-1	048-998-9088

《 民設民営学童保育所一覧 》

※入所申請手続・書類については、**各学童保育所へお問い合わせください。**

学童保育所	小学校	定員	所在地	電話番号
けやき学童クラブ	大曾根小学校	80人	垢127-2	048-994-1500
ちくみキッズクラブ	大瀬小学校	60人	南川崎771	048-954-7272
ちくみキッズクラブ第2	大瀬小学校	60人	南川崎717-2	048-954-4925
コピーアフタースクールやしお	中川小学校	40人	大瀬1661-2	048-959-9737
コピーアフタースクールやしおST	大曾根小学校	30人	茜町1-1-4	048-950-8115
コピーアフタースクールやしお しおどめ	潮止小学校	60人	南川崎649-2	03-6452-3893

注記)「コピーアフタースクールやしお しおどめ」は、令和6年4月1日開所予定です。

《 開所時間 》

- (1) 平日 放課後から午後6時30分まで
(おおぜ、民設民営学童は午後7時30分まで)
- (2) 一日保育 午前8時から午後6時30分まで(学校の休日、夏休みの平日等)
(おおぜ、民設民営学童は午後7時30分まで)
- ※土曜日については、すべての学童が午後6時30分まで

《 土曜保育 》

- (1) 土曜保育を利用する場合は、各学童保育所へお問い合わせください。
- (2) 次の学童保育所は、合同保育となります。

合同保育となる学童保育所	対象児童
やわた学童保育所	やわた、やなぎのみや、だいばら、はちじょう学童保育所の入所児童
ちくみキッズクラブ	ちくみキッズクラブ、ちくみキッズクラブ第2の入所児童

《 休所日 》

休所日は、日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)となります。
その他、市長が認める日も休所となります。

《 学童保育料 》

(1) 保育料の金額

学童保育料は入所児童一人あたり、**月額9,000円**です。

(2) 保育料の支払方法

① 公設公営の学童保育所

金融機関における「**口座振替**」に対応しておりますので、金融機関で口座振替ご利用の手続きをお願いします。(口座振替日は毎月末日となります。末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。)

口座振替以外での支払をご希望の場合は、指定金融機関の窓口において「**納付書**」でのお支払をお願いします。

② 公設民営及び民設民営の学童保育所

各学童保育所にお問い合わせください。

(3) 保育料の減額免除

以下に当てはまる世帯は、保育料の減額免除を受けることができます。

- 生活保護世帯・・・0円 (必要添付書類：**生活保護受給者証の写し**)
- ひとり親家庭医療費の受給世帯・・・4,500円
(必要添付書類：**ひとり親家庭等医療費受給者証の写し**)
- 学童保育所入所児童が2人以上の世帯(2人目以降)・・・8,000円

**八潮市立学童保育所保育料減額・免除申請書、上記添付書類の提出が必要となります。
全ての書類が提出された翌月から、保育料の減額免除を受けることができます。**

◎保育料・学童保育料の滞納について

同一世帯内児童の保育所保育料、学童保育料を滞納している場合は保育施設および学童保育所の入所選考時に選考指数を「減点」します。それにより、**入所ができない場合もありますのでご了承ください。**

滞納している保育所保育料や学童保育料を申し込み受付期間までに納入した後、お申し込みください。

《 児童の送迎 》

児童の送迎は、保護者が責任をもって対応してください。

開所時間よりも早く児童を送る場合、学童保育指導員が来るまでは保護者が付き添ってください。

保護者による送迎が困難な場合は、ファミリー・サポート・センター等をご利用いただき、送迎をお願いします。

やむを得ずお迎えができない場合、事前に代理人（原則として大人に限る）を決めていただき、学童保育所へ連絡してください。

※ファミリー・サポート・センターを利用するには、事前に入会説明会を受けていただく必要があります。詳しくは下記連絡先までお願いします。

【問い合わせ】ファミリー・サポート・センター やしお子育てほっとステーション内

TEL 048-951-0312

《 家庭との連絡 》

病気等で学童保育所をお休みする場合、**午後2時までに電話等で必ず連絡**してください。

また、児童の急病等により学童保育所から保護者の方へ連絡する場合がありますので、緊急連絡先の記入については、お間違いのないよう注意してください。

《 その他 》

① 学校で給食が出ない日は、必ずお弁当を持参してください。

民営学童によってはお弁当提供があるため、別途昼食代を徴収する場合があります。

② 季節に合わせて、着替えを用意してください。

③ 学童保育所から学習塾等に通う場合、保護者の送迎が必要となります。

④ 児童の保育時間は、保護者の勤務時間に通勤時間を考慮した時間内となります。

学童保育所に預けた児童をお迎えに行く途中で買い物等の私用の用事を済ませることは、ご遠慮ください。

⑤ 宿題を行う時間を設けておりますが、家庭でも確認してください。

⑥ ぜんそく、ひきつけ、脱臼、アレルギー等のある児童の場合、事前に連絡してください。

⑦ **ご家族の仕事がお休みの場合、家庭での保育をお願いします。**

【問い合わせ先】

八潮市子ども家庭部保育課保育係

電話：048-996-2111

(内線314)